



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
9月3日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年9月3日

滋賀県監査委員	九里	学
〃	奥	博
〃	村尾	慎哉
〃	藤本	武司

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	株式会社滋賀食肉市場	
監査執行年月日	令和2年11月17日	
監査結果報告年月日	令和3年3月18日	
監査の結果	<p>弁護士顧問契約に基づく顧問料の支出について、平成27年9月から令和2年9月の間、所得税法第204条に基づく源泉徴収がなされておらず、311,405円が徴収・納付されていなかった。</p> <p>今後は法令順守を徹底し、再発防止に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき「株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容</p> <p>弁護士顧問契約に基づく顧問料については、令和2年12月以降は源泉徴収を行い、適正に事務処理を行っている。</p> <p>修正申告の手続については税理士に依頼し、現年分を令和2年10月12日に、過年度分を令和3年2月16日に納付した。</p> <p>今後、同様の事務誤りが発生しないよう、担当者において源泉徴収事務の徹底を図り、法令順守による事務の適正化を図っている。</p>	
当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容	(農政水産部畜産課)	
今後、職員相互による確認を行い、適時適正な事務の執行や再発防止に努めるよう、対応を求めた。		

監査執行対象機関名	一般社団法人滋賀県畜産振興協会	
監査執行年月日	令和2年11月17日	
監査結果報告年月日	令和3年3月18日	
監査の結果	<p>当協会が県の補助を受けて実施する、令和元年度「近江牛」ブランド力磨き上げ事業費補助金およびG I対象「近江牛」流通パワーアップ事業費補助金について、各補助事業者における事業費の増減があったものの、全体として県補助金の交付決定額の範囲内であったことから、協会の補助金交付要領に基づく変更交付決定の手続は不要であると誤認し、その結果、交付決定額より423,315円多く支出している事例が認められた。</p> <p>今後は協会の補助金交付要領に基づき、精算、確認事務を的確に行い、適正な事務の執行を徹底されたい。</p>	

当該監査の結果に基づき「一般社団法人滋賀県畜産振興協会」が講じた措置の内容

県畜産課の指導に基づき、交付決定超過額の423,315円について、3月31日に、県への返還を行った。
今回、変更申請は不要であると認識し、手続面での誤りであったことから、令和2年度の補助金については、同様のことがないよう、県および間接補助事業者と十分協議を行い、交付要領等に基づき、適正な執行に努めた。

また、協会内部のチェック体制が不十分であったことも一因であり、職員相互および上位者による確認の徹底を図った。

当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容 (農政水産部畜産課)

超過額について返還の指示を行うとともに、今後、交付決定後に変更等が生じる場合は、必要に応じ事前に県に協議するなど、適時適正な事務の執行や再発防止に努めるよう、対応を求めた。

監査執行対象機関名	大津商工会議所
監査執行年月日	令和2年11月26日
監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の結果	<p>平成31年度小規模事業経営支援事業費補助金にかかる実績報告において、人件費明細書等の実績報告書のチェック体制が不十分なため、経営指導員および経営支援員の設置月数を誤って県に対して実績報告を行ったことから、人件費に係る補助金47,020円が過大な受給となっている事例が認められた。</p> <p>今後は内部のチェック体制を更に強化し、適正な事務の執行を徹底されたい。</p>
当該監査の結果に基づき「大津商工会議所」が講じた措置の内容	<p>当該監査による指摘を受け、過大な受給となっていた補助金47,020円を返還した。</p> <p>事務手続において担当者以外のチェックがなく、内部の確認、管理体制が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止策として、担当者以外の職員によるチェック体制を構築し、各申請時に十分な確認を行った。また補助対象職員管理表を整備し、補助対象職員の管理体制を強化した。</p>
当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容 (商工観光労働部中小企業支援課)	<p>実績報告において、補助対象職員の職種および設置期間を、補助対象職員変更承認申請書と突合し、支払明細書および人件費明細書の確認事務を的確に行った。</p> <p>また当該補助金の補助団体に対して口頭で経緯を説明した上で、改めて注意を喚起し、再発防止に努めるよう、文書にて通知を行った。</p>

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の意見	<p>(1) 長期経営計画との乖離の縮小に向けた経営改善の取組について (一般社団法人滋賀県造林公社)</p> <p>一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)は、平成23年3月に成立した特定調停により債務を整理し、同年9月に策定した長期経営計画(平成23年度～令和50年度)と、その目標を達成するため5年ごとに策定する中期経営改善計画(第1期:平成23年度～平成27年度、第2期:平成28年度～令和2年度)に基づき取組を進めてきたが、平均木材単価の低下や労務費の上昇、造林木の成長が想定を下回ったことなどの要因によって、収益性が低下しており、現状では長期経営計画どおりに経営改善は進んでいない。</p> <p>このため、伐採・販売によって取り崩された森林資産に見合うだけの収益が上げられず、財務諸表上、正味財産が減少する状況が続いており、数年後には債務超過の状態に陥ることが予測される。特定調停の調停条項に基づく県からの支援等があり、採算の合う事業地で伐採を続けられるため、債務超過が直ちに経営継続困難を意味するものではないが、公社においては、経営改善に向けた更なる取組が求められる。</p> <p>こうした状況下、現在、公社においては、令和3年度を始期とする第3期中期経営改善計画の策定作業に取り組んでいるが、長期経営計画策定後約10年が経過し、様々な面で長期経営計画と現状との乖離が明らかとなってきている。</p> <p>については、これまで取り組んできた中期経営改善計画の取組実績や収益性低下の要因などに関する分析を実施されるとともに、分析結果に基づき必要な対策を講ずることによって、長期経営計画との乖離の縮小に</p>

向けて、より一層の経営改善に取り組まれない。

併せて、出資法人としての県民への説明責任を果たすため、公社の現状や中長期的な見通し等に係る情報提供の更なる充実・強化に努められたい。

当該監査の意見に基づき「一般社団法人滋賀県造林公社」が講じた措置の内容

長期経営計画は、平成23年度から令和50年度までの58年間にわたる超長期の計画であり、当時の社会経済状況をベースに将来の伐採収益を見込み策定されたものである。長期経営計画策定後に、平均木材価格や見込み材積量の低下、労務費の上昇、獣害等による材質の低下といった変動の影響を受けたため、当初の見込んでいた伐採収益を下回っている状況である。

公社では、令和3年3月に第3期中期経営改善計画を策定し、木材流通センターとの連携や木材輸送の効率化などに加えて、C材に特化した生産・販売や木材生産から販売までの一括委託などに取り組み、経費節減と収益確保を図っていくこととした。

令和3年8月には、令和2年度事業の実績を対象に、外部専門家の意見等も踏まえて、経営に関する事項について自己評価を行うとともに、令和2年度が第2期中期経営改善計画の最終年度に当たることから、同計画の達成状況および長期経営計画の達成見込み等についても評価を行ったところである。

公社としては、第3期中期経営改善計画を着実に実行するとともに、自己評価等を踏まえて、一層の経営改善に努めてまいりたい。

また、これまでホームページにおいて、事業計画や事業報告、財務諸表、経営評価等を公表し、公社経営の透明性の向上を図るとともに、伐採計画等を早期に情報提供し、受注者となる林業事業体の確保に努めてきた。今後は、木材生産や流通等に関して更なる情報提供を行うとともに、林業に係る雇用の創出にも貢献してまいりたい。

さらに、各種イベントへの参加・出展により公社の取組について周知するだけでなく、滋賀県森林CO₂吸収量認証やJ-クレジットの認証・販売などを通して、公社林の社会的貢献度について情報発信し、公社事業について理解の醸成を図ってまいりたい。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部森林政策課)

本県では、関与条例に基づく指導および助言において、着実な弁済に向けた収益性の高い木材生産および販売等を求めるとともに、県職員の派遣によって技術的な支援を行ってきた。これにより、公益的機能の発揮に配慮しながらも、有利な補助制度の活用により収益を確保できる定性伐採や、木材流通センターを介して販売を行う滋賀県型木材集約化販売といった生産販売に係る手法や体制が整えられ、安定した伐採収入の確保につながっている。

また、森林整備法人に関する課題を抱える都府県で構成された協議会等においては、今後も、森林整備法人に関する社会的な動向を他の都府県と共有しながら、経営改善につながる支援が措置されるよう、粘り強く提言活動を継続する。

公社は、多賀町、甲賀市、東近江市および大津・南部地域木材供給協議会と「一般社団法人滋賀県造林公社の供給する木材の利用促進に関する協定」を締結し、地域における木材需要に応じてきたところである。公社材を積極的に供給し、木材流通の好循環を生み出すことは、収益拡大に資することから、本県としても、公共建築物の整備等に関する情報を収集し、公社と自治体等をつなぐ仲介役としての役割を果たしていく。

さらに、今後は、ドローン等の情報通信技術を活用した森林施業や森林経営管理制度における公社の役割等について、他の都道府県における取組を積極的に情報収集し、経費削減や収入拡大につなげるための調査検討を進める。

また、毎事業年度の財務状況や経営評価結果等については、毎年、議会に報告を行っているが、平成20年の債務引受や平成23年の特定調停成立により県民に多大な負担をいただいた経過を踏まえ、公社の現状や今後の見通しについては、引き続き丁寧に説明し、公社経営の透明性の確保に努める。

さらに、2050年CO₂ネットゼロに向けた、本県が推進する「びわ湖・カーボンクレジット」の取組においては、公社と十分に連携を図り、公社林の有する公益的機能の可視化に努めることにより、県民等の公社事業に対する理解の醸成につなげる。

森林経営は超長期にわたり、社会・経済情勢や自然環境等は刻々と変化するため、中期計画の策定期間に合わせて、定期的に公社造林のあり方を検討し、公社林の最善な経営管理方法等について検証していく。

監査の意見

(2) 自主財源の確保について(公益財団法人糸賀一雄記念財団)

公益財団法人糸賀一雄記念財団(以下「財団」という。)は、生涯を通じて障害者福祉の向上に取り組んだ糸賀一雄氏の心と思想を受け継ぎ、福祉社会の実現に寄与することを目的として平成8年に設立され、今日まで「糸賀一雄記念賞」等を授与する表彰事業を中心として、障害者福祉の向上に係る事業を実施してきた。

平成28年5月に策定された中期経営計画では、財団は、設置目的の達成に向け、発信力の強化、魅力的な事業展開など、表彰事業以外の独自事業を進める必要があるとし、その財源確保のため賛助会員や寄附の拡大を図ることとしたところである。また、平成31年3月に策定された「滋賀県行政経営方針2019」においても、普及啓発事業の充実等の取組に加え、財政基盤の強化に向け賛助会員や寄附の拡大に努め、県の出資比率を引き下げることとし、数値目標を定めて取り組んでいる。

しかし、その達成状況を見ると、例えば、賛助会員数では、平成26年度「個人会員数60人・団体会員数9」を令和2年度「個人会員数120人・団体会員数20」に、県の出資比率では、平成26年度「39.1%」を令和2年度「32.3%」にすることとされているが、令和元年度実績で、賛助会員数は「個人会員数64人・団体会員数23」となっており、団体賛助会員数は目標を達成しているものの、個人賛助会員数は目標を大きく下回っている。また、県の出資比率も「38.7%」と目標値との乖離は大きく、計画期間最終年度となる令和2年度における目標達成は困難な状況と考えられる。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、県財政がより一層厳しい状況を迎えることが予想される中、出資団体においては、これまで以上に自主的・自立的な運営が求められる。

ついては、糸賀思想の普及と次代への継承に向け、普及啓発事業等の一層の充実を図られるとともに、その基盤として、県内外のネットワークを生かした事業展開や、財団ホームページの充実による情報発信力の強化などの取組によって、賛助会員や寄附等の一層の拡大を図り、自主財源の更なる確保に努められたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人糸賀一雄記念財団」が講じた措置の内容

平成28年度をスタート年とする中期経営計画の最終年度である令和2年度末での個人賛助会員数は86人、県の出資比率は37.7%となり、それぞれの目標である120人、32.3%には及ばなかったものの、賛助会費収入は1,145,500円となり、平成28年度の486,000円からは2.4倍となるなど、中期経営計画に基づく取組の効果が一定表れているものと考えている。

こうした課題や成果、さらには社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和3年度をスタート年とする第二次中期経営計画を策定した。①糸賀思想の普及・啓発、発信力の強化、②糸賀思想を次代に繋ぐ人づくりの推進、③共生社会実現のための取組の推進、④福祉関係多分野との共感、連携の推進、⑤自主財源の確保と持続的な経営の確立の5つの中期経営方針のもと、これまで培ってきた県内外のネットワークも生かしながら、当財団の基本理念と自主的・主体的な運営の実現を目指し、今後とも糸賀思想の普及啓発活動の一層の充実、賛助会員や寄附等の拡大による自主財源のさらなる確保に努めることとした。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容

(健康医療福祉部障害福祉課)

令和2年度は中期経営計画の最終年度であり、同計画を着実に実施し、賛助会員や寄附の拡大による自主財源の確保に努めるよう指導・助言を行った。結果として、目標達成には至らなかったものの、令和2年度の出資比率(37.7%)は、令和元年度(33.3%)から4.4ポイントの増収となり、自主財源の確保に一定の成果があった。

令和3年度を始期とする第二次中期経営計画では、計画最終年度である令和7年度の成果指標として、個人の賛助会員数185人、県の出資比率33.3%の目標値が掲げられており、県としては、糸賀財団と定期的な打合せの機会を設け、個人会員増加に向けた取組やSDGsに取り組む企業への糸賀思想の普及と併せて寄附募集等による自主財源確保の取組を着実に進めることができるよう、引き続き指導・助言することとした。